

小規模美化緑化ボランティア制度

(目 的)

第1条 市内に配置されているプランタを利用して実施される美化・緑化の活動を通じて、世代間や地域の交流を深め、緑豊かなまちなみの形成に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 市内在住・在勤で、日常的にプランタの美化・緑化活動が可能なものとし、個人、団体は問わない。

(対象場所)

第3条 美化・緑化活動をするうえで、市が支障がないと判断するプランタ（別表1）

(活動内容)

第4条 第3条におけるプランタにおいて、四季に応じた花苗を育成し、年間を通じて、美観を保つ活動

(市からの支援)

第5条 市は第4条の活動に対して、使用する花苗や消耗品等、必要最小限度の支援を行う。

(対象者の決定)

第6条 市は広報誌やホームページを通じて、対象者の募集を適宜行い、公平性・中立性を考慮のうえ決定するものとする。

(加入の手続き)

第7条 プランタについては、市の管理備品であることから、「交野市備品貸出規則」に基づき貸出備品使用許可申請書兼誓約書（様式第1号）を提出すること。

(脱退の手続き)

第8条 対象者が備品を返却する場合には、貸出備品使用報告書（様式第3号）を提出すること。

(そ の 他)

第9条 その他、疑義等が生じた場合、市と対象者で協議の上、決定する。

(附 則)

この制度は平成31年4月1日から適用する。